

別紙1-1

論文審査の結果の要旨および担当者

報告番号	※	第	号
------	---	---	---

氏 名 LIM Lyhong

論文題目 カンボジアにおける司法の独立とアカウンタビリティ
——日・仏・英との比較を中心に——

論文審査担当者

主 査

名古屋大学大学院法学研究科教授 大河内美紀

名古屋大学大学院法学研究科教授 本 秀 紀

名古屋大学大学院法学研究科教授 愛敬 浩二

論文審査の結果の要旨

I 本論文の概要

本論文は、人権保障や民主的な統治システムの未発達なカンボジアにおいて、その実現の基盤となるべき司法の独立が不十分であるとの認識のもと、カンボジアの司法の独立をめぐる諸問題を明らかにした上で、日・仏・英との比較を通じ、カンボジアの抱える問題の解決策を探ろうとするものである。日・仏・英を比較対象としたのは、これらの国がそれぞれ異なる背景のもとで、しかし時期を同じくして、司法の独立をめぐる共通の課題に取り組んでいるとの見立てに基づく。

こんにち、司法の独立（政治部門からの独立を意味する狭義の「司法の独立」と裁判官の独立の双方を含む。）は不可欠の憲法原理と考えられており、カンボジア憲法も司法権の独立を明記する。しかし、実際にはカンボジアの司法の独立はさまざまな要因により阻害されている。なかでも、司法の独立の担い手である裁判官の人事制度およびその資質にかかる問題は看過し得ない。

それと同時に、憲法原理としての司法の独立には、それと緊張関係にあるアカウンタビリティとの均衡をいかにして図るかという問題が伏在する。伝統的に司法の独立を確保してきた国では、アカウンタビリティの要請をどこまで・どのように実現するかが今日的課題となっているが、カンボジアは司法の独立を達成しつつアカウンタビリティをも確保するという二重の課題に直面している。

そこで本論文は、第一に、司法協議会（Judicial Council）に着目し、4カ国におけるその組織と機能を分析する。司法協議会とは裁判官の人事や政策決定を担う機関の総称であるが、国によりその組織や権能は異なる。本論文は、4カ国の司法協議会の比較を通じて、同機関のありようが司法の独立に与える影響を明らかにする。第二に、アカウンタビリティの確保のために4カ国がどのような取り組みを行っているかを検討する。それらを踏まえて、カンボジアの抱える問題につき、解決策を提示している。

本論文の構成は次の通りである。

序章**第1章：カンボジアにおける司法の独立****1節 カンボジアにおける司法制度の歴史と司法の独立の意義****2節 カンボジア王国（1993年）憲法下の司法の独立の保障と法・司法改革とその成果****3節 カンボジアにおける司法の独立の問題****小括****第2章：日本・フランス・イギリスにおける司法の独立****1節 裁判官制度のモデル****2節 日本における司法の独立****3節 フランスにおける司法の独立****4節 イギリスにおける司法の独立**

5節 考察

第3章：カンボジアにおける司法の独立のための諸制度設計・改革の可能性

1節 カンボジアにおける裁判官の独立と今後の方向性

2節 カンボジアにおける司法官職評議会の改革

終章

以下、各章ごとに概要を紹介する（ただし、序章は冒頭の説明と内容が重なるため省略した）。

第1章「カンボジアにおける司法の独立」では、カンボジアの憲法・統治機構の歴史的変遷を辿り、カンボジアにおける司法協議会である司法官職高等評議会がフランス法にルーツを持つこと、1979年以降はベトナムを通じて社会主義の影響を受けることにより司法が行政の強い影響下におかれるようになったこと、ポルポト政権の政策や内戦の結果、司法権の担い手が絶対的に不足するに至った経緯を描いた上で（**1節**）、現行憲法（1993年憲法）のもと、司法官職高等評議会が司法の独立を保障するための機関と位置づけられ、段階的に改革が進められてきている状況が概説される（**2節**）。しかし、裁判官の能力および態度ならびに勧告などを通じた司法大臣による圧力等により、こんにちにおいてもカンボジアの裁判官は政治部門から独立していない。また、司法官職高等評議会の構成員に司法大臣が含まれていること、閥閥の存在により適切な運用が阻害されていること、手続が未整備であることなど、裁判官の人事制度も大きな問題を抱えていると指摘する（**3節**）。

第2章「日本・フランス・イギリスにおける司法の独立」では、日・仏・英それぞれにおける司法協議会の組織および機能ならびにアカウントビリティ確保のための仕組みが検討されている。裁判官制度は、官僚的裁判官制度（カンボジアの制度はこちらに分類される。）とプロフェッショナル裁判官制度に大別することができ、前者は一般に司法内部の独立に問題を抱えているとされる（**1節**）。その例が日本である。明治憲法下の日本では、司法権の独立は制度的に不十分であり、裁判所内部における裁判官の独立も確保されていなかった。現行憲法の下、司法権の独立は制度的には保障されたものの、裁判官が自ら政治部門の意向を忖度する態度は継続しており、裁判所内部における独立の確保も不十分なままである。その一因が裁判官人事の閉鎖性にあるとの指摘もあり、1990年代以降の司法改革の一環として、下級裁判所裁判官指名諮問委員会（司法協議会の役割を果たすものと言える。）が設置された。本論文は、同委員会を中心とした裁判官選考手続を整序した上で、同委員会の設置は裁判官の指名および人事評価の透明化を主たる目的としており、その目的はある程度達成されたと評価する。ただし、同委員会の組織・手続には問題が残存していること、同制度の導入は現場の裁判官に対する萎縮効果を強めるとの指摘があることには、注意を促している。また、司法改革のもうひとつの目的は司法と国民の距離を解消することで、これはアカウントビリティの向上を目指したものと考えられるが、下級裁判所裁判官指名諮問委員会の公開性はなお十分とは言えないと評価する（**2節**）。これに対してフランスでは、日本・カンボジアと同じく官僚的裁判官制度を採用しながらも、裁判官は高い独立性を持つ。その背景として、司法官連合などの職業組合の存在が挙げられる。職業組合による連帯行動が、裁判官個人に対する圧力の障壁となるからである。他方で、職業組合の影響力が大きくなりすぎ

るとコーポラティズムの弊害が生じる可能性がある。本論文は、2008年の司法官職高等評議会の組織改革に焦点を当ててフランスの裁判官選任手続を概説した上で、この改革では司法大臣の役割を限定するなど政治部門の影響力の縮減を図るとともに、構成員を多元化し、司法官連合によるコーポラティズムを抑制することが目指されたことを指摘する。また、裁判官がコーポラティズムの陰に身を隠すことを是とせず、裁判官個人の責任を問う声が高まったことが、アカウンタビリティの要請に繋がっていることも指摘する（3節）。プロフェッショナル裁判官制度をとるイギリスは、伝統的に厳格な権力分立を採らず、大法官を行政と司法をつなぐヒンジとして置くことにより、司法の独立を実質的に確保してきた。しかし、三権にまたがる地位を有する大法官は「司法の独立」に反するとの批判を受け、2005年に大規模な改革が行われる。本論文はこの改革による大法官の権限の変化および新たに導入された裁判官選考委員会制度について概説し、同制度が裁判官選考過程の透明性を高めるとともに、裁判官の多様性を確保することを目指すものであったことを指摘する。それと同時に、イギリスでは司法と立法との対話を通じたアカウンタビリティが重視されていること、したがって大法官の権限の変化（司法・立法権の一部としての権限の廃止）にはアカウンタビリティを阻害するとの疑問も呈されていることを指摘する（4節）。このように、日・仏・英はいずれも2000年代以降に司法協議会にかかる改革を行っているが、各国の歴史的背景や社会構造の違いにより、その背景や目的は異なる（5節）。

第3章「カンボジアにおける司法の独立のための諸制度設計・改革の可能性」では、裁判官の独立を中心に、カンボジアにおける司法の独立を強化するための改革が提言される。その際、本論文は裁判官の専門性の欠如および汚職というカンボジア固有の問題を強調する。その上で、仏・英はともに裁判官の独立を確保していると考えられるが、フランスのように職業組合による独立の確保を目指した場合、カンボジアではコーポラティズムの問題がより浮き彫りになる危険があるため、イギリス型の対話の仕組みのほうが有効であると結論する（1節）。また、裁判官人事を担う司法官職高等評議会については、司法協議会構成員から行政権担当者を排除した日・仏・英を参考に、カンボジアにおいても司法大臣を構成員から外した上で、学識経験者等を加えるべきと提言する。また、人事手続については、日本を参照しつつより透明性の高い仕組みを導入すべきとする（2節）。最後に、日・英との対比でも情報公開の遅れたカンボジアの状況を踏まえ、透明性確保を中心としたアカウンタビリティの強化に努めるべきと結論する（3節）。

終章では、3章までの議論のまとめが述べられ、さらに、今後の課題として、弁護士会やメディアなど他のアクターの果たすべき機能の検討などが挙げられている。

II 本論文の評価

博士（比較法学）の課程博士論文の判定基準、すなわち、**(A)**アジア法整備支援および関連する領域に関わる実務的・理論的課題の発見・解決に貢献していること、**(B)**主として比較法学的・比較政治学的手法によること、**(C)**母国（支援対象国）の問題を取り扱っており、母語以外の言語を用いて関連の研究動向を分析し、それを前提にして議論を進めていること、**(D)**問題設定が明確で

あり、設定した問題に対する自分なりの回答が出されていること、**(E)**従来の研究と比較して独自性が認められること、**(F)**論理的に堅固であり、予想される批判に対する回答が用意されていること、を前提にして、本論文を評価すると以下の通りである。

1 本論文の特徴とそれに対する評価

本論文の特徴として、次の3点を挙げるができる。

第1に、カンボジアの司法の独立の現状を多角的に分析している点である。法制度面において発展途上にあるカンボジアで司法の独立が十分に確保されていないことはしばしば指摘されているが、本論文はその原因を、制度面のみならず、人的資源や政治文化などの非・法的ファクターにまで視野を広げて探求している。法整備支援においては、レシピエントの環境要因を汲み上げつつ制度設計を行うことの必要性が指摘されており、この要請に正面から応えようとする本研究は、アジア法整備支援に関わる実務的・理論的課題の発見に貢献するものと言える**(A)**。

第2に、異なる背景を持つ日・仏・英の3カ国を研究対象国として取り上げ、裁判官の人事制度を詳細にフォローしていることである。それぞれの国の制度については、日本ではすでに先行研究が存在するが、同時期に改革を行った3カ国を横断的に検討するという試みは新しく**(E)**、それによって各国の特徴をより明確に浮かび上がらせている。また、その際に、単純な制度の比較にとどまるのではなく、できる限り実態に即した分析を試みている点も、比較法学的手法として高く評価できる**(B)**。なお、本研究は、母語であるクメール語のほか、日本語・英語を中心に、必要な範囲でフランス語も用いて行われている**(C)**。

第3に、1、2の点とも関連するが、日・仏・英の諸制度を参考としつつも、カンボジア固有の問題を踏まえ、解決策を提示している点である。例えば、人事評価の公開性を高めることにつき、本論文は裁判官に対する国民の信頼を高めるという正の側面と裁判官への萎縮効果という負の側面との両面があることを前提とした上で、日本では後者の、カンボジアでは前者の面がより強く現れると分析し、日本の文脈では批判もある制度も、あえてカンボジアにおける解決策として提示している**(D)**。この点は、制度設計そのものとしては妥協的とも見えるが、法整備支援の実務という観点からは、妥当性をより重視したものとして評価されるべきであり、カンボジアが制度面以外の問題を多く抱えているという筆者の問題意識からすれば論理的な帰結と言える**(F)**。

以上の通り、本論文は、カンボジアにおける司法の独立の状況を多角的に分析するとともに、日・仏・英における裁判官人事制度（とりわけ、司法協議会）の改革を紹介・検討した上で、カンボジアにおける解決策を提示したものであり、**(A)**～**(F)**に示した博士（比較法学）の判定基準を満たしていると評価できる。

2 本論文の問題点とそれに対する評価

しかし、本論文については、いくつかの問題点も指摘せざるをえない。

第1に、歴史的背景や社会構造を踏まえた分析の重要性の指摘にもかかわらず、実際の踏み込みがなお不十分な点である。確かに、論文では、カンボジアにおける閥閥などの非・法的なファ

クターや人的資源の問題が具体的に論じられており、日本の裁判官の行動分析についても目配りがなされている。また、非・法的ファクターは法学の範疇において論証することが困難であり、具体的な検討対象としがたいことも理解できる。しかし、司法の独立に関する日・仏・英の状況を、その社会の文脈により沈潜して非・法的ファクターを含めて検討したならば、別の見え方があったようにも思われる。例えば、日本に関して言えば、裁判官は、その高度な専門性にもかかわらず、政治と対立する判決を避ける傾向があると指摘されており、むしろカンボジアとの共通点も見出せる。この点により踏み込むことができれば、本論文は、カンボジアのみならず日本における司法の独立の確保についても重要な視座を提供するものになりえただろう。

第2に、カンボジアを含む4カ国を比較するにあたり、各国における主要な議論がそれぞれ参照されているが、国ごとの議論の土俵の違いに十分な目配りがなされていない点である。例えば、日本の状況を論じる際には実務家よりもむしろ研究者の議論が主たる検討素材とされているのに対し、イギリスの状況については司法権のインサイダーによる議論が主たる検討対象とされている。それぞれの言説が各国内では一定のオーソリティを持つものであることは確かであり、また、異見の存在にも言及はなされている。しかし、日英を比較するにあたっては、両国における議論の担い手あるいは土俵の違いにより慎重になるべきであったと思われる。

第3に、人事制度について提示された解決策が、妥当性はあるが、新規性に乏しいことである。また、示された解決策は日・仏・英の例を踏まえつつも、カンボジア固有の問題を考慮し、修正されている。この修正は、カンボジアにおいて妥当な解決策を導くためには不可欠なものではあるが、結果として、比較法的分析から得た知見と解決策との間に距離が生じたことは否めない。

本論文については、以上のような問題点を指摘することができるが、その原因の一部は、本論文の問題設定それ自体にあるものと解される。すなわち、本論文は、カンボジアにおいて司法の独立を阻害する主たる要因を司法の担い手である裁判官の資質・行動にあると見定め、人事制度の改革を通じてそれを改善する途を求めた。そのため、必然的に比較対象国に関する研究は制度面を中心に行われることとなり、非・法的ファクターについては検討の必要性を説くにとどまることとなった。しかし、歴史的経緯により司法の担い手に大きな問題を抱えるカンボジアの現状に鑑みれば、人事制度の問題を優先して解決すべきとする課題設定は適切なものであり、また、筆者が人事制度の改革のみで十分と認識していないことは論述からも明らかであって、上記の問題点は論文に対する評価を覆すものではない。

III 結論

以上に述べた通り、本論文は、アジア法整備支援に関わる課題であるカンボジアの司法の独立の問題を、比較法学的手法によって分析し、自分なりの回答を提示するものであり、分析には独自性が見られ、結論も論理的に堅固なものである。上に指摘したような問題点はあるものの、それらは本論文の価値を根本的に損なうほどのものではない。審査委員会は一致して、本論文が法学研究科の博士（比較法学）学位を授与するに相応しいものであるとの結論に達した。